

平成31年第3回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成31年3月8日(金)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長 子どもの未来応援担当副参事 (放課後子ども総合プラン推進担当副参事)	
	子ども未来課長		
	子育て施策担当課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結 果
1	5号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結 果
2	23号	東京都北区立認定こども園検証委員会報告書について	了承
3	24号	特別支援教育評価委員会における検討結果について(報告)	了承
4	25号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成31年第3回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成31年3月8日(金) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成31年第3回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第5号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題にします。事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、現在開会中の平成31年第1回北区議会定例会に上程する見込みとなりました、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、区長から意見聴取が来ておりますので、改正の内容についてご説明いたします。

第5号議案の6ページをお開きください。説明欄でございます。本議案は超過勤務に対し、その上限時間の設定等に係る委任規定を設けるほか、規定の整備を行うため、その条例案を提出するものでございます。

続きまして、第5号議案、参考資料、A4、1枚のものでございます。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、こちらをご覧ください。

初めに、1の要旨でございます。長時間労働の是正措置として、民間労働法制においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、時間外労働の上限規制等が導入され、原則として平成31年4月から施行されます。

また、国家公務員におきましても、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定め、平成31年4月から施行されます。これらを受けまして、職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間労働の是正を図ることを目的として、今回条例の改正を上程させていただきました。なお、幼稚園教育職員への超過勤務命令につきましては、幼稚園行事に関する業務、教職員会議に関する業務及び非常災害等やむを得ない場合に必要業務に従事する場合で、臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限られております。

次に、2の改正内容でございます。超過勤務における時間の上限等について、教育委員会規則に委任する旨の規定を新たに設けるというもので、施行期日は平成31年4月1日となっております。具体的な内容は特別区共通の基準として、人事院規則と同様の内容となりますよう、現在特別区人事委員会と教育委員会規則に盛り込むべき内容を協議中でございまして、次回の教育委員会でお諮りする予定の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正により規定してまいります。

続いて、資料の裏面をご覧ください。国家公務員を対象とした人事院規則の改正内容を参考として掲載をしております。概要としましては、原則、1カ月について45時間、かつ1年について360時間とする。

他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては、1カ月について100時間かつ1年について720時間とするとなっております。

ただし、大規模な災害への対応や重要な法令の立案等、公務の運営上真にやむを得ない場合には、この上限を超えることができるというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明をありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は、意見なしとすることに決定させていただきます。

次に、報告事項に移ります。日程第2、報告第23号「東京都北区立認定こども園検証委員会報告書について」事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、私から東京都北区立認定こども園検証委員会報告書について、ご報告申し上げます。

まず、A4の用紙をご覧ください。1番、要旨でございます。区立認定こども園の諸問題を検証し、今後の区立認定こども園を設置するための具体的な施策に関することについて、東京都北区立認定こども園検証委員会を設置のうえ、検証を進めてまいりました。このたび、別添のとおり検証結果を取りまとめましたので、報告をさせていただきます。

それでは、恐れ入ります、別添の報告書をご覧くださいと存じます。

1枚おめくりください。こちらには目次でございまして、経緯から5番の今後の子ども園開設の方向性までが本文になってございます。そのほか、参考資料ということで設置要綱、名簿、検討の日程表をお示ししてございます。全体で16ページの構成でございます。

それでは、隣の2ページをご覧ください。経緯でございます。平成18年2月に北区幼稚園審議会の第7次におきまして、「就学前教育の機能充実が図る施策が実施されるのであれば、区立幼稚園の廃止・縮減はやむを得ない」旨の答申が出されたところです。そして、平成26年6月、「北区子ども・子育て会議」、国の「子ども・子育て関連3法」の施行に基づきまして平成25年7月設置させていただいたものでございます。こちらのほうに「区立幼稚園の今後の方向性」を諮問されまして、同年10月、同会議から、今後の区立幼稚園は、第7次答申を踏襲しつつ「就学前教育のさらなる充実を図るとともに区民ニーズにも積極的に応えるため、幼稚園機能、保育園機能、地域の子育て支援機能を併せもつ『認定こども園』への移行について、積極的かつ計画的に取り組むべきである。」旨の答申がなされたところでございます。

これを受けまして、27年の北区基本計画2015におきまして、就学前教育・保育の充実を図るため、既存の区立幼稚園を認定こども園に移行することが計画されたものでございます。

これを受けまして、幼児期における学校教育と保育を一体的に実施することにより、子どもにとって質の高い教育・保育を実践する場、研究発展させる場として、平成29年4月にさくらだこども園を開設し、就学前教育の充実を図ってまいりました。

このさくらだこども園でございますが、北区として初めて開設するこども園であるため、今後の区立認定こども園の開設に当たっては、(北区中期計画度)の中で実際の運営を検証し、今後の展開について検討することになってございます。また、平成28年2月発行の東京都北区立認定こども園検討報告書で「さくらだこども園の成果と課題を十分に検証するとともに、地域の状況や施設の規模等を踏まえ総合的に判断する」と、こういったことを受けまして、検証委員会を設置し、取りまとめたものでございます。

恐れ入ります、次のページをお願いいたします。次はさくらだこども園の概要になります。北区立さくらだこども園、こちらでございますけれども、元のさくらだ幼稚園の園舎を改修しまして、配膳室や休憩室などを設置して、さくらだこども園を幼保連携型認定こども園として開設させていただきました。

対象とする歳児は、3歳から5歳を対象としているものでございます。

園児数でございます。これは(6)にお示しのとおりでございます。全体で150名と、こういった規模で1号認定と2号認定のお子様をお預かりしているところでございます。

平成29年から31年度にかけては、経過措置がございますので、お示しの定員の変化がございます。開園時間につきましては、午前7時15分から午後6時15分までの11時間開所というような形でございます。

恐れ入ります、(8)をお願いいたします。こちらには1日の子どもたちの園の生活の時間をお示しさせていただいてございます。参考までに、こちらはこども園のほか、幼稚園、保育園も参考にお示しをさせていただきました。

続いて、この園を運営する職員の構成でございます。職員構成は(9)で園長1名、副園長1名、教諭9名の体制でございます。

続いて、(10)からがこども園になりまして、新たに取り組ませていただいた事業になります。まず給食、そして預かり保育、これは在園している1号認定のお子様につ

いて、就学前教育時間外の預かり保育ということで、区立幼稚園ではやっていなかった事業を新たにに取り組むことができました。延長保育につきましては、2号認定のお子様についてのものがございます。

(13)にお進みいただきまして、こちらにつきましては地域の子育て支援の事業でございます。こちらでは「遊ぼう会」、また「さくらぐみ」というものを実施させていただいております。

(14)でございます。こちらは1号認定、2号認定で保育のお預かりする時間がありますので、それに伴いまして休園日ということでお預かりしない日にち等をお示しさせていただいております。

さくらだこども園の施設の運営方針でございますけれども、「元気な子」「がんばる子」「やさしい子」を掲げまして、人間尊重の精神に基づいて心身の調和のとれた発達を助長し、幼児期にふさわしい集団生活を通して一人一人が個性を發揮し、互いのよさを認め合い、主体的に行動する幼児を育成するとしてございます。

続いて、(16)のほうにお進みいただきたいと存じます。こちらでは主な年間行事をお示しさせていただいております。入園式、遠足などのお子さんの行事のほか、保育参観、学級懇談会、個人面談など、保護者がかかわる行事をお示しさせていただいております。

恐れ入ります、9ページのほうにお進みいただきまして、さくらだこども園の開設にかかりました経費等についてお示しをさせていただきました。

この開設にあたりまして、開設準備費といたしまして、幼稚園からの移行に伴いまして、既存園舎の改修経費、また新たに始まる午睡、給食を実施するための消耗品や備品の購入というような形で経費についてはお示しさせていただいております。

(2)につきましては、教員の関係でございます。教員の採用につきましては、こども園は2号認定のお子さんを受け入れる関係、また1号認定のお子さんの預かり保育など、幼稚園では行っていなかったサービスを提供するため、正規の教員が11名必要になりました。幼稚園からの移行した教員とあとは平成28年度末で閉園となったほりふな幼稚園の教員3名を充てまして、合計8名でございます。不足する3名については新たに採用をしたと、そういった経過をお示しさせていただきました。

続いて、10ページにまいりまして、さくらだこども園の検証結果と今後の課題でございます。開設1年目の平成29年度につきましては、関係管理職を中心にさくらだこども園の検証の場を設けさせていただきました。また、平成30年度にはこの検証委員会を設置させていただきまして、引き続きさくらだこども園の検証を実施したものでございます。

そこで、続いて検証結果の内容になりますけれども、利用状況でございます。こちらは在園数の推移をお示しさせていただきまして、28年度、さくらだ幼稚園最終年度から本年度平成30年度までの在園率等をお示しさせていただいております。82.3%、これが平成30年度になりますと98%の在園率ということになってございます。

下にまいりまして、認定の変更でございます。こちらは保護者の就労状況の変更等がある場合におきましても、こども園は同じ園に通えるということが可能になった施設で

ございますので、こういった認定変更の実績について、お示しをさせていただいております。

下にまいりまして、預かり保育でございます。これは主に1号認定のお子さんが利用するものでございまして、1カ月当たり24名が利用しているということでございますが、これを率であらわしますと1号認定のお子さんが80名定員でございますので、約3割の方がご利用になっているというものでございます。延長保育につきましては2号認定の方がご利用になっているということでございます。

11ページのほうにお進みいただきます。検証結果及び検証委員会からの主な意見でございます。項目としては、まず運営サービスに関することでは、まず(ア)こども園から、公立幼稚園と同等の学校教育を提供することができている。学校教育と保育を一体的に実施することで、さくらだこども園を質の高い教育・保育を実践する場、研究発展させる場として就学前教育の充実につなげている。また、教育の質を保つために教員の研修機会を確保することができているというご意見を初め、あとは学校ファミリーを基盤としたことで成果を上げている。また、3歳児保育が始まったことで、こども園の開設時に必要となる3歳児保育のあり方の基盤を組み立てることができた。また、このさくらだこども園の運営にあたりましては、「きらきら0年生の応援プロジェクト」、こちらのコーディネーターの先生方にご支援をいただいたことなど、また、先ほど申し上げました在園率が高くなっているといったこと、給食を提供したことで食育の充実が図れたり、また小学校での給食指導につなげる体制ができたというようなことが挙げられてございます。また、特に今度の課題といたしましては、このさくらだこども園の開設については、今述べました一定の効果があつたものとして、これらの効果を就学前教育全体の向上に波及させることが今後の課題であると、こういったご意見をいただいております。

また、対象となる歳児に関することでは、北区では0歳から2歳を対象とした小規模保育事業所が増えております。そういったことで、その施設を卒園したお子様の受け皿として3歳からの施設が必要となっている。また、3歳児以降の施設の整備することによって保育所待機児解消にも有効であるのではないかと、こういったご意見をいただいております。

そして、区立幼稚園からこども園へ移行することを踏まえれば、新たに設置するこども園は3歳から5歳の設定で十分意義があるのではないかと、そういったご意見や、3歳から5歳児であれば外部からの給食の搬入が可能であると、そういったご意見もございました。

そして、(オ)では、北区では3歳から新たに募集を開始している保育園はございませんが、さくらだこども園の保育園枠は3歳から募集をしているため、保護者ニーズにも応えることができていると、こういったご意見をいただいております。

職員に関することでは、幼保連携型認定こども園でございますと、保育教諭ということで、幼稚園教諭と保育士の資格をお持ちの方を設置しなければならないと、こういった施設でございます。特別区では現在保育教諭の任用・給与・勤務時間制度・共済等の制度について、今現在検討を進めていると、こういった事情がございます。

また、幼稚園ではこれまで午睡ですとか給食とかのノウハウがなかったもので、こうい

ったことに対応するための十分な時間を確保することや、教員としての研修時間の確保、休暇を取得するための勤務体制、こういったことが新たに調整が必要な課題として生じてきたと、そういったことが掲げられてございました。

また、新たなこども園を設置する際には、幼保連携型だけではなくて、幼稚園型等も研究したほうがよいのではないかと、こういったご意見をいただいております。

④設置場所に関することでございます。こちらにつきましては、王子地区、赤羽地区、滝野川地区のバランスに配慮して整備する方向が望ましいという平成27年度の検討結果を踏まえて、今後検討していくべきであると、こういったご意見をいただいております。

そして、こども園につきまして、給食の提供など、施設整備にも配慮する必要があると、こういったことでもございました。

最後、13ページにまいりまして、今後のこども園の開設の方向性でございます。こちらにつきましては、今年度の結果を踏まえまして、今後の認定こども園の開設にあたりましては、2015年に策定いたしました基本計画や教育ビジョンのとおり既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行することを前提とすると。また、さくらだこども園開設の例を参考に幼稚園を統合するなど、こういったことを考慮して、下記の方向性で検討するということでもございます。

対象となる歳児について、こども園の類型について、設置場所について、こういった課題を踏まえまして、こども園の開設の方向性ということで枠組みをさせていただきましたが、(1)対象となる歳児は3歳児から5歳児、(2)こども園の類型としては幼稚園型認定こども園、(3)設置場所、こちらにつきましては、地域バランスを考慮して設置をすると、こういった方向で今後検討させていただきたい、こういった内容でございます。

報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございます。

本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

渡辺委員

教育長

清正教育長

渡辺委員

渡辺委員

丁寧なご説明をありがとうございます。また、さくらだこども園が区民のニーズに応じたとてもすばらしい機能を果たしているということで、大変喜ばしいことだなと思っております。

3点ほど質問をさせていただきます。

1点ですが、10ページにあります4の②の認定変更について、これは1号の定員、2号認定の定員とございますが、この定員の枠の範囲内での変更が可能となっているのかどうかということをお聞きします。

2点目ですが、その下の預かり保育と延長保育でございますが、特に預かり保育は8

0人中24名ほどで、約3割というご説明もいただきました。この保育料の徴収の方法はどのようにされているのかなというのを、具体的な話ではあるのですが教えていただきたいと思いました。

3点目ですが、13ページ、今後のこども園開設の方向性ということで、とても詳しくご説明をいただきましたが、私もちょっと勉強不足なところがありますので、教えていただきたいと思いますのが、幼保の連携型と幼稚園型との違いというところです。特に教えていただきたいのは、1号と2号の認定の定員というところで、3歳児はどのような募集になるのかというところの違いを教えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 まず、認定の枠組み、1号から2号への変更ですとか、2号から1号へのところでございますけれども、こちらについては、全体の枠の中での移動が可能でございますので、1号が少ないからといって変更できないということではなくて、全体の中で見て対応でございます。

そして、預かり保育でございます。こちらの徴収方法ですけれども、園のほうでいつこの預かりをされるかという希望をつけてもらいまして、記録をつけてもらいます。これを学校支援課にご連絡をいただきまして、納付書を保護者の方にお送りすると、そういった形でおさめていただく、こういった形になってございます。

そして、幼保連携型と幼稚園型の違いでございます。幼保連携型の認定こども園は、保育教諭がこの園児を見るということになっていまして、教員がこの幼稚園教諭と保育士の資格を両方持っていることが条件になります。一方、幼稚園型こども園でございますけれども、これは学校という施設で保育機能を持った、こういった施設という位置づけになってございます。教員につきましては、学校の先生ということで、幼稚園教諭の資格のみを持っていればできると、こういった形でございます。以上です。

清正教育長 定員は。

学校支援課長 3歳児の募集方法でございます。3歳児につきましては、2号認定のお子様でございますので、現在と同じように保育課のほうで募集をすると、そういった形になります。

人数制限につきましては、6名以上というような形で現在の幼保連携型の枠よりも幼稚園のお子さんが多いという位置づけになります。

渡辺委員 ありがとうございます。確認なのですが、3歳児の募集は幼稚園の枠に当たる1号認定の子が24人くらいで、2号認定の子は6名以内ということで、合計30名の募集ということになるのでしょうか。

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

まず、メインが1号認定のお子さんになりますので、例えば3歳児、4歳児、5歳児、30人の枠だとしますと、そのうちの6名が2号認定のお子さんであればよいと、そういう形でございます。募集については、2号認定なので保育にかけるという用件が必要になりますので、これは保育園ということで保育課のほうで募集を行います。1号認定は幼稚園児という扱いなので、こども園で直接1号認定の募集を行いますけれども、2号認定のおさんは、2号認定は保育課で行っていますので、これについてはこれまでと同じように幼稚園型であっても、幼保連携型であっても2号認定のおさんについては保育課募集を行うと、そういった形になります。

3歳児について、1号認定をやるかどうかということでございますけれども、これにつきましては現在と同様で4歳児5歳児のみの対応と考えてございます。

渡辺委員

もう一度お聞きしたいのですが、区民のニーズに応えるということが第一の目的として、恐らくこども園での3歳児からの保育というところを目指しているかなとは思いますが、それに対して、以前、例えば子ども・子育て支援に関するニーズの調査等もしてあったと思いますが、それに対して就労の方の時間ですね、その方が8時に朝出勤する割合が多く、自宅に戻る時間は6時という調査の結果が一番多かったと認識しております。それに対して、幼保の連携型、もしくは幼稚園型というところで、やはり検討されているということも一つあると思うのですが、3歳児の区民のニーズとしましては、保育園枠として預かっていただきたいということが多いのではないかと予想されますので、その点について、1号と2号の枠が3歳児についてどの割合であるのかというところをお聞きしたく質問させていただいたのですが。

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

3歳児の枠でございますけれども、ちょっと私のほうで取り違えていたのかもわからないですが、定員自体は先ほど申しましたように、6名以上というようなことで2号認定を考えているわけですが、これは最低条件なので、現在の状況を考えますと、2号認定のおさんで3歳児のところがいっぱいになるということは想定されているものでございますので、そこについては制度としては最低6名以上と言っていますけれども、30名が定員であれば、その30名が2号認定のおさんになるということも当然あり得ます。

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

訂正させていただきます。4ページをごらんいただきたいと思います。こちらのほうで園児数をお示ししてございます。3歳児枠につきましては、2号認定しか募集していませんので、ここは幼稚園型に移行したとしても、3歳については2号認定30名、そ

のままでいく予定でございますので、変更はございません。

渡辺委員 ありがとうございます。そうしましたら、幼稚園型に変更としても、結局は職員の幼稚園教諭としての資格があれば、幼稚園型のほうで務めるというところで、大きな違いはなく、今現在のあり方と変わらないということですね、ありがとうございます。

清正教育長 ほかにいかがでしょうか。

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 今後のこども園の開設の方向性なのですけれども、大変評判のいいさくらだこども園の開設がありまして、次の開設を望むという声が大きいのと思うのですけれども、今後の開設計画ですね、方向性はおっしゃるとおりのことだと思います。また、こういった充実した認定こども園の開設を望むところでございますが、具体的な開設計画等、今後の予定等ありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 こちらにつきましては、検証委員会の報告が今回教育委員会のほうでご了承いただきましたら、今後庁議等で上げてまいります。そして、基本計画2020、また、北区教育ビジョン2020をつくってまいりますので、その中で計画事業として位置づけられればと思っております。そういった中で進めていければと所管としては考えているところでございます。

檜垣委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

清正教育長 よろしいでしょうか。

加藤委員 教育長

清正教育長 加藤委員

加藤委員 認定こども園については、それぞれ王子地区、赤羽地区、滝野川地区と三つの地区に必要なだろうというふうに書いてあるわけですが、今の幼稚園の数としたら、さくらだを含めて滝野川にはたきさん幼稚園、王子地区にじゅうじょうなかはら幼稚園

とそれからさくらだこども園ですよ。そして、赤羽地区にはうめのき幼稚園ととそれからふくろ幼稚園ですよ。そうすると、それぞれの幼稚園の中に3歳児を受け入れられる施設としては十分、例えば30名なら30名入るだけのものはそれぞれ持っているのでしょうか。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 今後の地域バランスを踏まえた認定こども園の設置というか開設についての考え方でございますけれども、このさくらだこども園を開設するにあたりまして、経費の面ですとか、教員の取り扱いについてご説明をさせていただきました。この園の規模が大きくなるということと、預かる時間が現在の9時から2時までのお預かりする時間から11時間の開所になるということで、教員の数が非常に大きくなります。そういったことで園の規模を考えますと、教員の一定数確保しなければ運営ができない状況もございますので、考え方としては、例えばこの幼稚園2園を一つのこども園にするような方向も考える必要があるのかなというふうに思っております。そういったことも含めて、今後の基本計画や教育ビジョンの中で具体的な検討計画、こういったことに落とし込んでいくと、そういったことになると思います。

清正教育長 加藤委員

加藤委員 施設的には大丈夫なのですかと聞いたのです。要するに、先生方の数はもちろん、当然必要になると思っておりますけれども、施設的に今の幼稚園をこども園に移行するというのが話の下にあるものですから、その辺りのことで、例えばたきさん幼稚園ならば可能なのか、あるいはうめのき幼稚園やふくろ幼稚園なら可能なのか、あるいはじゅうじょうなかはら幼稚園は随分小さいなと思っておりますけど、それでも可能なのか、その可能性というものをきちんと出さないと、新たにつくり直すとなると場所も必要だし、園庭はありませんじゃおかしくなってしまったり、地域バランスと施設というものを十分配慮しなければいけないだろうと思っておりますので、そのあたりの目標みたいなものがあれば教えていただければと思います。

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 施設面で申し上げますと、現在の幼稚園でございますと、まず新たにこども園になるためには、給食設備が必要になりますので、かなり施設を圧迫してしまっていて、例えば教室が減ってしまう、そういったことを避けるために園庭に給食設備を設けるといようなこととなりますと、子どもの活動が狭められてしまいますので、そういったことからすると、現在の幼稚園の施設では手狭になると、そういったことが考えられます。

そして、搬入するような方式等いろいろ考えられるわけですが、子どもたちがのびのびと活動できる、そういった園庭または園舎というものを考えた場合には、そういった適地も含めて検討していく必要があると、このように考えてございます。

清正教育長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。  
続きまして、日程第3、報告第24号「特別支援教育評価委員会における検討結果について(報告)」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育総合相談センター  
所長

教育長

清正教育長 教育総合相談センター所長

教育総合相談センター  
所長 それでは、私から報告第24号について、報告をさせていただきます。  
資料を1枚おめくりいただきまして、A4判の参考資料をごらんください。2の要旨でございます。学識経験者、学校長、教育委員会管理職により構成される特別支援教育評価委員会におきまして、北区特別支援教育推進計画の評価及び進捗状況、平成31年度の取組について検討いたしましたので報告いたします。

3の検討内容でございますが、以下にお示しのとおり3点について検討いたしました。

4の進捗状況及び検討結果でございます。

(1) 第二次北区特別支援教育推進計画の評価でございますが、こちらは第三次の計画の策定時に評価のご報告をさせていただいておりますが、5年間の評価を別添資料1及び1-2にまとめましたので、後ほどご高覧いただければと存じます。添付資料が多いため、それぞれの資料に飛んでご説明いたしますので、わかりにくいかと存じますが、ご容赦いただければと存じます。

次に(2)第三次特別支援教育推進計画の進捗状況ですが、別添資料2-2の1ページの上段右側をご覧ください。点線の枠内のところでございます。

進捗状況ですが、◎が計画以上に進捗した、○がおおむね計画どおりに進捗した、△が進捗しているが、さらなる取り組みが求められる、×が未実施、もしくは著しく遅れているの4段階で評価をしております。表の中央の列に事業ごとの進捗状況を記載しています。これらを積み重ねまして別添資料2に評価をまとめております。

次に別添資料2をご覧ください。1、平成30年度の評価方法につきましては、ただいまご説明したとおりでございます。

次に3ページをご覧ください。3、全体の評価状況ですが、三つの柱ごとの評価はお

示しのとおりで、それぞれ○でおおむね計画どおりに進捗しております。計画初年度の状況でございます、インクルーシブ教育システムの構築を目指す新たな特別支援教育システムの考え方につきまして、理解を図るため北区特別支援教育推進資料への掲載、研修、また学校訪問時の説明等、さまざまな周知を図っております。

また、第二次計画で取り組みが進みませんでした自閉症情緒障害特別支援学級及び知的障害特別支援学級の設置の検討につきましては、優先的に取り組みを進めました。

次に評価項目が△の事業についてご説明いたします。別添資料2-2をご覧ください。こちらの7ページ、下段の25、発達障害等の理解を促すカリキュラムの作成及び12ページ中段にあります40、交流及び共同学習のあり方の検討の2事業が△に当たります。今年度は計画の初年度でございますので、平成31年度以降、取り組みを進めてまいります。その他詳細につきましては、後ほど資料をご高覧いただければと存じます。

次に、最初の教育委員会資料の裏面をご覧ください。(3)の平成31年度の主な取り組みについてですが、こちらのほうは申しわけありませんが、別添資料3をご覧ください。別添資料3の中から主だったものをご紹介しますと思います。

まずは5行目の(1)-3巡回指導・専門家チームの派遣についてです。こちらのほうは31年度試行実施を予定しております。対応が難しい特別な支援が必要な児童・生徒に対しまして、学校から要請を受けてセンターに配置をされている特別支援教育指導員等を派遣いたしまして、相談支援を行った結果、専門家の派遣が必要な場合はセンターから専門家を派遣いたします。こちらの事業につきましては、4月以降準備が整い次第実施する予定でございます。こちらの派遣される場合の例でございますが、中学校に在籍する難聴生徒の支援など、現在ない支援が必要なお子さんにつきまして、例をして挙げさせていただいております。

次に2ページ目の(4)新たな特別支援学級の設置及び(5)知的障害特別支援学級(固定学級)設置校の検討・見直しについてです。王子小学校に区内初めての自閉症・情緒障害特別支援学級と滝野川第五小学校に知的障害特別支援学級それぞれ開設に向けて、区民説明会、就学相談など、準備を進めてまいります。

次に3ページ目の(16)-28、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー事業の充実についてです。平成31年度は対象サブファミリーを新たに追加選定いたしまして、学校と家庭の連携推進事業の有効活用についてと不登校支援シートの活用及び修正について、研究・検証を行う予定でございます。

また、最後ですけれど、最初の教育委員会資料にお戻りいただき、裏面をご覧ください。5の今後のスケジュールですが、平成31年度の取組につきましては、4月以降優先順位に応じて順次取り組みを進めてまいります。また、特別支援教育評価委員会におきまして、年度末に評価を行いまして、また次年度の取り組みに生かしていく予定でございます。

私からの報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございましたら、

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 細かな資料、いろいろとまとめも含めてありがとうございました。たくさん資料に見られますように特別支援教育全般に向けて、本当に一丸となって取り組んでいただいていることを改めて感謝申し上げたいと思います。

その上で、評価委員会等で検討されている内容で、もう少し詳しく教えていただけたらと思うことが3点ございまして、あと1点はお願いもあってお話しさせていただきたいと思います。

第二次にも第三次にも当然またがるところなのですが、まず特別支援教育コーディネーターの複数配置の件ですけれども、複数配置での有効性は承知しているところなのですが、複数配置といいますが、実際には現在いる教員に分掌が割り当たって、その中で研修等を図っていくということですので、特別支援教育そのものに対する認識を深め、広めていくといくうえにおいては、大変有効であるというふうに思うのですが、働き方改革の視点とあわせて考えたときに、過剰な負担になっていないかどうか、そういったようなことも検討の中で話題となったのかどうかもあわせて教えていただけたらと思います。

同様に、第二次のほうに別添資料1-2の9ページのところにLD児への指導の充実ということの例で、1年生全員にスクリーニング検査等を実施したということの研究報告がございますけれども、私が知っている範囲では、これに当たっている現場の教員等が各校に呼びかけをして、この有効性をお伝えし、協力していただいている大学の厚意などもあって、この検査を実施して進めていると、また成果を上げていると認識しているのですが、その後、区としての何か大きな支援体制等が継続されているのかどうか、このあたりについて教えていただきたいと思います。

3点目です。これはお聞きしたいということよりも、お願いに近いところなのですが、同じ資料の中の18ページ、早期発見・早期支援のための連携ということで、それぞれさまざまな医療機関等々のことでそういう相談が必要なお子さんの親御さんへの理解・啓発ということもあると思うのですが、あわせてそういう対象となることが想定されない、障害が考えられないようなお子さんの保護者への理解・啓発ということもあわせて、本当に大事なことだと思っております。むしろ、その該当の親御さんの理解・啓発以上に周囲の方の理解・啓発を進めていかないと、なかなか一歩前進できないというような現状がありますので、このあたりについても、特別支援教育を進めていくうえで、本当に一般のという表現がいいのかどうかかわからないのですが、いわゆる健全者と言われるお子さん方の保護者の方へ、あるいはお子さんがいらっしやらない方も含めて、理解・啓発が必要であると強く思っております。

最後になります。新たなこの後の取り組みということで、別添資料3に示していただきましたように、例えばということで、中学校の難聴生徒への派遣での支援が始まりますことは、本当にありがたいことだと思っております。ただ、私が今得ている情報で

は、来年度については該当の生徒がいないというふうに、今現在では聞いておりますけれども、ぜひこの推進計画が始まって、今後そういう必要なお子さんが出てきたときにこの話が薄れていくことなく、きちんと継続されて、必要な生徒に必要な支援が即時対応できるようにということでの申し送りというか、私たちの意識を薄めることなく取り組んでいくことが大事だと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

清正教育長 ありがとうございます。

教育総合相談センター  
所長

教育長

清正教育長 教育総合相談センター所長

教育総合相談センター  
所長 特別支援教育コーディネーターの複数配置のことで過剰な負担になっていないかどうか話題になったかということについては、ここでは話題になっておりませんが、やはり特別支援教育が必要なお子さんたちが増えておりますので、コーディネーターの方の負担はとても大きいのではないかなというふうには思っておりますのでございます。

それと、あと二つ目のLD児の指導の充実のところでございますが、こちらは小学校の研究のところから抜粋をということで、全員のお子さんにやったというのではなくて、どこの小学校からの抜粋かというところは明確にはなっていないと申しわけないのですけれど、ここのところは確認をさせていただきたいと思ひています。

そして、障害のあるお子さんたちを理解するというところで、理解・啓発のことについては、こちら第三次の計画の中で取り上げております。特別支援推進教育資料ですとか、さまざまな機会を設けて、そこのところで理解・啓発のことについては進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、中学校の難聴の生徒さんへの支援ということですが、難聴のお子さん、小学校にもおりますし、現在また疾病等で難聴になるお子さんですとか、生まれつき難聴だというようなお子さんたちも産まれているというようなことは、こちらのほうでも把握しておりますので、そういうお子さんがいないのでこういう支援はしませんということはないように努めてまいりたいと存じます。

清正教育長 本間委員

本間委員 ありがとうございます。2点さらになのですが、お願ひという形になると思ひますけれども、特別支援教育コーディネーター、かなりの負担があるだろうとセンター長ご自身も認識されていると思ひますが、本当に対象児がどんどん増えていく中で、この打ち合わせの会を持つこと自体も非常に大変な状況になっていると思ひますし、打ち合わせを持つための資料づくりも結構膨大な量を抱えている状況だと思ひます。でき

ましたら、学校司書が、一般教諭が仕事を兼ねるような状態での司書の状況から、専門の司書の教諭が順次導入されているのと同様に、人権、人のことですので、非常に予算がかかって大変なことは理解しているのですが、この特別支援教育コーディネーターについても、何らかの形での時間的な補償をしてあげられるような仕組みが、今後やがては必要になっていくのではないかと考えております。

もう一点ですけれども、LD児等への早期発見・早期支援につきましては、非常にこれは有効であるということが検証されておりますし、北区から東京都全体、あるいは全国に対しても発信をしている内容であると考えております。まだ、残念ながら小学校全校で取り組んでいることではないですから、北区教育委員会としてもぜひこの有効性についてアピールしていただいて、広めていくこと、そしてまた広めていくことが可能な体制づくりについて、今後ますます力を入れていただけたらと考えております。

以上でございます。

清正教育長

ありがとうございます。何かコメントはありますか。  
よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

名島委員

教育長

清正教育長

名島委員

名島委員

ご丁寧に検討結果についてご説明ありがとうございました。1点教えていただきたいのですが、報告第24号の2ページ、今後のスケジュールで、平成31年度の取組については、4月以降、優先順位に応じてとあるのですが、優先順位についての示しというのは、この資料からあるのでしょうか。

清正教育長

教育総合相談センター所長

教育総合相談センター所長

優先順位はこちらのほうには表示させていません。ですが、31年度の取組ということで、挙げさせていただいたものは優先をして実施をする予定でございます。

名島委員

ありがとうございます。いずれも重要なことだと思いますので、どうかなのと思ったのですが、資料的に優先順位ということが示されているのかどうかだけ、伺いたかったのです。ありがとうございます。

清正教育長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

本件に関する報告は終了させていただきます。

次、日程第4、報告第25号「後援・共催事業に関する報告」について事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、報告第25号でございます。1枚おめくりをお願いいたします。まず、名義使用承認報告でございます。今回6件でございます。事業名と主催者の欄を読み上げさせていただきます。

まず1件目でございます。「第13回東京ラジオ歌謡音楽祭」一般社団法人東京ラジオ歌謡を歌う会会長でございます。

2件目でございます。「きたく子ども劇場遊び表現活動平成31年度前期」お示しの三つの事業でございます。主催者、きたく子ども劇場運営委員長でございます。

3件目でございます。2ページでございます。「きたく子ども劇場鑑賞例会平成31年度前期」きたく子ども劇場運営委員長。詳細は、一番後ろに添付をしております。

4件目でございます。「星美学園短期大学公開講座保育・教育特別セミナー2019」星美学園短期大学学長でございます。

5件目でございます。「サッカー無料体験会」特定非営利活動法人アミティエ・スポーツクラブ理事長でございます。

6件目でございます。「JCDA合唱の祭典2019第20回北とぴあ合唱フェスティバル」JCDA日本合唱指揮者協会理事長でございます。

事業実績報告につきましては、4件でございます。3ページから4ページにお示しをしております。

以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございます。  
本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 一つだけ質問させていただきたいのですが、5番目のサッカー無料体験会なのですが、これは3歳から10歳までの子どもということで、非常に低年齢の方から対象になっているのですが、この指導は前回の30年10月にもやっていますけれども、要するにこの段階を踏まえて、段階別になっているのか、それとも全く同じことを体験会としてやるのか、その辺りがわかりましたら、お願いしたいと思っております。

教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	お尋ねの前回の10月と今回のものがございます。対象がどういうふうに変わっているかということにつきまして、手元に資料がございませんので、後ほどご説明をさせていただきますと思っております。
清正教育長	ほかにいかがでしょうか。
名島委員	教育長
清正教育長	名島委員
名島委員	ここでの発言に沿うものなのかどうかかわからないですけれども、6番のJCDA合唱の祭2019、これが今年で20回目を迎えて、今年から日本合唱指揮者協会なのですけれども、合唱指導者の指導、それから学校教育者の指導、それから一般愛好家の指導という三つの柱を立てまして、今年から30の講座を用意して学校の音楽にかかわる全ての先生に広く学んでいただけるよう、指揮、発声、それから音楽のつくり方、部活動の運営の仕方などなど、非常に学校関係の先生方に聞いていただきたい内容を含むものになりました。そういったことが後援いただいて、まことにありがたいということを指揮者協会の副理事長という立場で、申し上げさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございます。
清正教育長	ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。  (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、本件に関するご報告は終了させていただきます。 以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、平成31年第3回教育委員会定例会を閉会させていただきます。